

(証券コード 4592)  
2021年4月13日

## 株主各位

東京都中央区明石町8番1号  
サンバイオ株式会社  
代表取締役社長 森 敬太

## 第8回定期株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定期株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### [書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご教示いただき、2021年4月27日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年4月27日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2021年4月28日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br>新宿住友ビルB2・B1F 新宿住友ホール<br>(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)            |
| 3. 目的項目<br>報告事項 | 1. 第8期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第8期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）<br>計算書類報告の件 |

## 決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sanbio.com>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

### ＜株主様へのご協力のお願い＞

- ・株主総会の議決権行使は、極力、書面（郵送）又はインターネットによる方法をご検討ください。また、株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継も行いますので、ご活用ください。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、**事業説明会を中止いたします。**当社事業の進捗の説明につきましては、適切なタイミングでインターネット等を活用し事業報告を適宜行えるように検討していきますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。お席が埋まった時点で入場のご案内ができない場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sanbio.com>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

## ～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけます。以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

2021年4月28日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分ごろに開設予定です。

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。

### 2. 視聴方法

当日視聴URL : <https://4592.v-virtual-mtg.jp>



株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください）。

①ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（1月末時点）

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。また、視聴を希望される場合、事前に上記URLにて参加申し込みをお願い申し上げます。（株主総会当日の参加申し込みも可能です。）

なお、上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

### 3. コールセンター開設期間とTEL番号のご案内

#### 【ID/パスワードに関するお問合せ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社

4月28日（株主総会当日）9：00～株主総会終了まで

Tel : 0120-191-060

#### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできないことをご理解ください。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）や、インターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年4月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年4月27日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年4月27日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○○ 御中

株主総会日 \_\_\_\_\_ 議決権の数 \_\_\_\_\_ XX個

××××年××月××日

|              |      |
|--------------|------|
| 基準日現在のご所有株式数 | XX 株 |
| 議決権の枚数       | XY 枚 |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_  
5. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID  
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
仮パスワード  
XXXXXX

見本

○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2号、第3号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

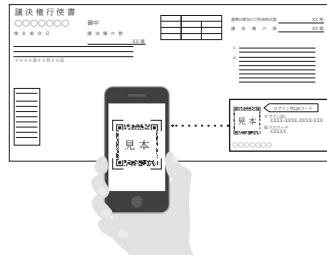
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

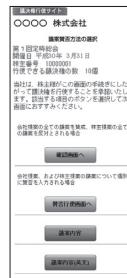
議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

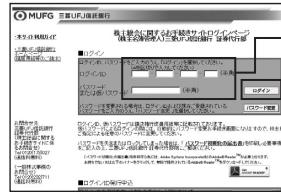
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

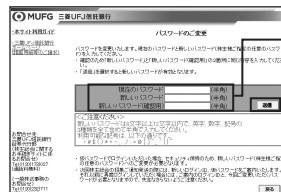
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)**

事業報告  
( 2020年2月1日から  
2021年1月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年2月1日～2021年1月31日）における日本経済は、緊急事態宣言発令など新型コロナウイルス感染症拡大にも関わらず、比較的底堅い経済が続いていることに加え、欧米が先行していたワクチン接種も国内で開始され、今後、公衆衛生上の制限措置が緩和されつつ経済活動の加速が見込める状況までけています。次に、米国を含む世界に目を向けると、有効なワクチンが世界的に広く利用可能になる一方で、コロナ禍に起因する景気後退は非常に深刻であり、2021年の実質GDPの水準はほとんどの国で2019年の水準を下回ると言われており、予断を許さない状況が予想されます。

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進化が進むなか、2015年9月には、新制度の早期承認制度下で初めてとなる国内の再生医療等製品に対しての条件及び期限付き販売の承認がされるなど、再生医療等製品の実用化が現実となりつつあります。また、米国においては2016年12月に、21st Century Cures Act (21世紀治療法) が可決されました。新しい法制度のもと、再生医療が先進治療として新たなカテゴリー (Regenerative Medicine Advanced Therapy : RMAT) として識別されるとともに、今後、再生医療関連製品に係る承認制度の整備や新薬承認のスピードアップが図られていくことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループ（以下、当社及び連結子会社SanBio,Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の2社を指します。）は、中枢神経系疾患に対する新しい治療薬として当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指し、日米を中心開発を進めています。2021年2月1日には、アジア地域の販路拡大を目指し、当社グループにおけるアジア初となる子会社、SANBIO ASIA PTE. LTD.をシンガポールに設立しました。

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、日米でのフェーズ2臨床試験（被験者61名）において、2018年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得て、2019年4月に

は、国内で厚生労働省より再生医療等製品として「先駆け審査指定制度」の対象品目の指定を受けました。現在、国内では、早期に製造販売承認申請を目指し、先駆け審査指定制度の枠組みにおいて独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を活発に進めています（これまでの具体的な状況については、2020年12月15日発表の当社プレスリリース「再生細胞医薬品「SB623」慢性期外傷性脳損傷プログラムの国内製造販売承認申請の状況について」をご参照下さい。）。これに並行して、SB623国内製造販売承認後の販売体制構築に向けた準備も順調に進めています。引き続き、一日も早いSB623国内製造販売承認に向けて、PMDAとの協議を進めています。次に、慢性期脳梗塞プログラムについては、慢性期脳梗塞に伴う運動機能障害を呈する患者163例を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験（STR-02試験）において、2019年1月に「SB623投与6カ月後にFugl-Meyer Motor Scale (FMMS) がベースラインから10ポイント以上改善した患者の割合（主要評価項目）において、SB623投与群がコントロール群と比較して統計学的な有意差を示さず、主要評価項目を未達。」という結果を公表しました。しかし、2020年9月には、STR-02試験の追加解析（注1）として、梗塞巣サイズが一定量未満の患者77名（当試験組み入れ患者全体の47%）を対象に、複合FMMSエンドポイントを用いてSB623の投与から6カ月後における有効性を評価したところ、偽手術群26名のうち19%の改善に対し、SB623投与群51名のうち49%において改善が見られ、統計学的に有意な結果（P値=0.02）を得ました。今後、経営資源の選択と集中によりSB623の価値最大化を図るため、SB623慢性期外傷性脳損傷の一日も早い国内承認申請に向けた準備と並行し、脳梗塞プログラムと脳出血プログラムの国内における開発準備も優先していきます。両プログラムの具体的な臨床試験デザインや開発内容については、確定次第速やかに公表する予定です。

このような状況のなか、当連結会計年度は、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認申請に向けた製造関連の費用が主なものとなり、研究開発費4,071百万円を計上した結果、営業損失は5,801百万円（前連結会計年度は営業損失5,486百万円）、また、為替相場の変動による為替差損が発生したため、営業外費用として為替差損634百万円を計上したことにより、経常損失は6,530百万円（前連結会計年度は経常損失5,146百万円）。さらに、保有投資有価証券の売却により特別利益として投資有価証券売却益3,318百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は3,385百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失5,157百万円）となりました（注2）。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しています。

- (注1) 詳細は2020年9月14日発表の当社プレスリリース「再生細胞医薬品「SB623」慢性期脳梗塞を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験の新たな解析結果及びこれに基づく脳梗塞・脳出血プログラムの国内臨床試験の開始検討について」をご参照ください。
- (注2) 詳細は2020年11月30日発表の当社のプレスリリース「東京海上ホールディングス株式会社と株式会社ケアネットの資本業務提携に伴う東京海上日動火災保険株式会社へのケアネット普通株式の全部又は一部譲渡及び当社と株式会社ケアネットとの資本業務提携の継続について」及び2021年2月25日発表の「特別利益（投資有価証券売却益）及び営業外費用（為替差損）の発生に関するお知らせ」をご参照ください。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は225百万円であり、主なものは研究開発用設備等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年12月21日に株式会社みずほ銀行との間で締結していた3つの融資及びコミットメントライン契約を終了させ、新たに2つの契約を締結しました。

2020年12月21日付にて終了した契約

| 調達形態             | 調達額<br>(うち、借入実行残高) | 契約締結日    | コミットメント期日<br>(返済期日)    | 摘要                                                                                                 |
|------------------|--------------------|----------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コミットメントライン       | 20億円<br>(一億円)      | 2018年12月 | 2023年11月<br>(2023年11月) |                                                                                                    |
| コミットメントライン       | 16億円<br>(13億円)     | 2017年8月  | 2021年7月<br>(2021年7月)   |                                                                                                    |
| コミットメント期限付タームローン | 10億円<br>(10億円)     | 2016年3月  | 2021年3月<br>(2025年3月)   | (主な財務制限条項)2020年1月決算期以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。 |

2020年12月21日付にて実行開始した契約

| 調達形態                   | 調達額<br>(うち、借入実行残高) | 契約締結日    | コミットメント期日<br>(返済期日)     | 摘要                                                                                                                                                  |
|------------------------|--------------------|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 延長オプション付<br>コミットメントライン | 20億円<br>(一億円)      | 2020年12月 | 2023年11月<br>(2023年11月※) |                                                                                                                                                     |
| コミットメント期限付タームローン       | 26億円<br>(23億円)     | 2020年12月 | 2022年4月<br>(2026年7月)    | (主な財務制限条項)2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。<br>(主な遵守事項)SB623の販売予定期等に関する事項 |

※契約内容を維持した上で、1年毎にコミット期限の延長を可能とするオプションを2回分設定。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                      | 第5期<br>(2018年1月期) | 第6期<br>(2019年1月期) | 第7期<br>(2020年1月期) | 第8期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年1月期) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 事業収益(百万円)               | 490               | 741               | 447               | —                              |
| 経常損失(△)(百万円)            | △3,947            | △2,919            | △5,146            | △6,530                         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △3,940            | △2,920            | △5,157            | △3,385                         |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)        | △86.85            | △60.17            | △100.91           | △65.38                         |
| 総資産(百万円)                | 5,193             | 13,975            | 15,605            | 13,343                         |
| 純資産(百万円)                | 853               | 8,909             | 10,930            | 8,349                          |
| 1株当たり純資産額(円)            | 18.33             | 178.42            | 209.05            | 157.07                         |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分               | 第5期<br>(2018年1月期) | 第6期<br>(2019年1月期) | 第7期<br>(2020年1月期) | 第8期<br>(当事業年度)<br>(2021年1月期) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 事業収益(百万円)        | —                 | —                 | —                 | —                            |
| 経常損失(△)(百万円)     | △679              | △712              | △1,268            | △1,827                       |
| 当期純損失(△)(百万円)    | △672              | △7,653            | △5,046            | △2,976                       |
| 1株当たり当期純損失(△)(円) | △14.82            | △157.68           | △98.74            | △57.49                       |
| 総資産(百万円)         | 7,978             | 13,127            | 15,302            | 12,718                       |
| 純資産(百万円)         | 5,604             | 8,909             | 11,046            | 8,357                        |
| 1株当たり純資産額(円)     | 122.78            | 178.44            | 211.30            | 157.22                       |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|---------------|-----------|----------|-----------------------|
| San Bio, Inc. | 2,908千USD | 100.0%   | 他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発事業 |

(4) 企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略のひとつとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきました。このような環境のなかで、当社グループは、再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

① SB623慢性期外傷性脳損傷プログラム、慢性期脳梗塞プログラム及び脳出血プログラムの各地域における承認取得及び販売開始

当社グループ単独で進めている日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムのフェーズ2臨床試験は、2018年4月に被験者（61名）の組み入れを完了し、同年11月には「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得ました。これをもって、日本の慢性期外傷性脳損傷プログラムにおいては、国内の再生医療等製品に対する条件及び期限付承認制度を活用し、一日も早く再生医療等製品としての製造販売の承認申請を目指します。また、SB623慢性期脳梗塞プログラムについては、被験者163名を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験において、2019年1月に主要評価項目未達という解析結果を得ましたが、2020年9月に公表している追加解析の結果を受けて（詳しくは、2020年9月14日付け「再生細胞医薬品「SB623」慢性期脳梗塞を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験の追加解析結果及びこれに基づく脳梗塞・脳出血プログラムの国内臨床試験の開始検討について」のプレスリリースをご参照ください。）、国内での脳梗塞プログラム及び脳出血プログラムの開発を優先して進めています。その後においても、慢性期外傷性脳損傷プログラム、慢性期脳梗塞プログラム及び脳出血プログラムについて、海外での地域展開を推し進めていく予定です。

## ② 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した現状のSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの進捗状況を踏まえ、SB623市販後の製造・物流・販売体制の構築に着手しています。市販後を見据えた製品の安定供給体制構築のため製造体制構築や、特に、国内での流通・販売体制構築の準備については、株式会社スズケンと再生細胞薬を患者さまへお届けするまでのトレーサビリティ及び投与後の患者さまへのサポートまでをトータル管理するシステム（R-SAT システム）の共同開発に着手しています。また、2021年2月には、当社グループの再生細胞薬「SB623」などのグローバルサプライチェーンの実現、アジアにおける販売地域の展開及び事業開発活動を見据えて、シンガポールに子会社を設立しました。これらにより、グローバルな対応が可能な製造体制及び品質管理体制の構築（特に日本での市販が可能になった際に、相当量の細胞薬を安定して医療機関に供給する製造体制及び製造能力の構築及び医療機関にスムーズに製品を供給するための物流・販売体制の構築）を図ってまいります。

## ③ SB623の適応拡大及びそれ以外のパイプラインの進捗

当社グループは、SB623の対象疾患を現在の慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷から、慢性期脳出血、網膜変性疾患（加齢黄斑変性等）、パーキンソン病、脊髄損傷及びアルツハイマー病へと順次適応拡大を図る予定です。

慢性期脳出血を対象としたプログラムについては、上述した慢性期外傷性脳損傷の良好な結果を受けてパイプラインに追加した適応症であり、現在、国内での脳梗塞プログラムと脳出血プログラムを当社グループの優先開発と位置づけ推し進めていきます。また、SB623網膜色素変性症及び加齢黄斑変性症（ドライ型）プログラム及びMSC2視神経炎プログラムについては、再生細胞薬の研究・開発・商業化を目的として、OCUMENSION (HONG KONG) LIMITEDと業務提携契約を締結し共同開発を進めています。そのほか、脊髄損傷、パーキンソン病を対象としたプログラムについては非臨床試験段階であり、引き続きフェーズ1臨床試験開始に向けて準備を進めています。さらに、SB623以外では、再生細胞薬SB618（機能強化型・間葉系幹細胞）、再生細胞薬SB308（筋肉幹細胞）、MSC1及びMSC2を、次の新薬候補として保有しており、これらのパイプラインについても早期に研究開発に着手していきます。

#### ④ SB623の販売エリア拡大

当社グループは、SB623の慢性期脳梗塞プログラム及び慢性期外傷性脳損傷プログラムの販売エリア拡大に向けて取り組んでいます。現時点では、日本及び米国を販売エリアの足掛かりとして活動していますが、今後、欧州、アジア、南米などの地域においても販売ができるよう、それら地域をカバーしている製薬会社との提携を模索する等してエリアの拡大を図っていきます。

また、SB623の他の対象疾患プログラムについても、同様にエリアの拡大のための施策等を検討していきます。

#### ⑤ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の上市を加速するために、またSB623の適応拡大、エリア拡大及びSB623以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通じて、必要な資金調達の多様化を図っていきます。

#### ⑥ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行ってています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、今後も、適切かつ十分な人材確保に努めています。

#### (5) 主要な事業内容（2021年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所（2021年1月31日現在）

① 当社の主な事業所

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |
|----|--------|

② 当社グループの主な事業所

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 研究所 | Mountain View, CA, USA |
|-----|------------------------|

(7) 従業員の状況（2021年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区分              | 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|----------|-------------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 57 (0) 名 | 2 (一) 名増    |
| 全社（共通）          | 28 (0) 名 | 9 (一) 名増    |
| 合計              | 85 (0) 名 | 11 (一) 名増   |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）の従業員数が前連結会計年度末と比べて9名増加しておりますが、その主な理由は、再生細胞薬SB623市販後の経営体制構築に向け事業部門及び管理部門を増強したためです。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 36名  | 45.6歳 | 1.5年   |

| 区分              | 従業員数     | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|----------|-----------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 16 (0) 名 | 2 (一) 名減  |
| 全社（共通）          | 20 (0) 名 | 8 (一) 名増  |
| 合計              | 36 (0) 名 | 6 (一) 名増  |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）の従業員数が前事業年度末と比べて8名増加しておりますが、その主な理由は、再生細胞薬SB623市販後の経営体制構築に向け事業部門及び管理部門を増強したためです。

## (8) 主要な借入先の状況（2021年1月31日現在）

## ① 企業集団の主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 2,300百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,400    |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 300      |

## ② 当社の主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 2,300百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,400    |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 300      |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月1日付で、アジア地域の販路拡大を目指し、当社グループにおけるアジア初となる子会社、SANBIO ASIA PTE. LTD.をシンガポールに設立しました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 51,785,505株
- ③ 株主数 38,548名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                         | 持株数(千株) | 持株比率  |
|-----------------------------|---------|-------|
| 川 西 徹                       | 12,221  | 23.6% |
| 森 敬 太                       | 5,997   | 11.6  |
| 大日本住友製薬株式会社                 | 2,820   | 5.4   |
| 帝人株式会社                      | 992     | 1.9   |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)             | 771     | 1.5   |
| 藤岡義久                        | 365     | 0.7   |
| 松井証券株式会社                    | 316     | 0.6   |
| CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER | 251     | 0.5   |
| 株式会社SBI証券                   | 243     | 0.5   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)     | 228     | 0.4   |

(注) 持株比率は自己株式(196株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

## ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第5回新株予約権                         | 第14回新株予約権                           |
|------------------------|---------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2014年4月28日                       | 2018年10月15日                         |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 156,329個                         | 25,000個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 156,329株<br>(新株予約権1個につき 1株) | 普通株式 25,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権1個当たり 1.1円                  | 新株予約権1個当たり 一                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 300円<br>(1株当たり 300円)  | 新株予約権1個当たり 3,792円<br>(1株当たり 3,792円) |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2014年4月30日から<br>2024年1月1日まで      | 2018年10月30日から<br>2028年10月14日まで      |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) (a)(b)(c)(d)                 | (注) (b)(c)(d)                       |
| 役員の保有状況                | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |

|                        |                     | 第16回新株予約権                           | 第21回新株予約権                           |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2019年4月26日                          | 2020年5月7日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 40,000個                             | 35,000個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 40,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)     | 普通株式 35,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権1個当たり 一                        | 新株予約権1個当たり 一                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 3,765円<br>(1株当たり 3,765円) | 新株予約権1個当たり 1,624円<br>(1株当たり 1,624円) |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2019年5月22日から<br>2029年4月25日まで        | 2020年5月22日から<br>2030年5月6日まで         |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) (b)(c)(d)                       | (注) (b)(c)(d)                       |
| 役員の保有状況                | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数         |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。
  - (i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
  - (ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。
  - (iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカウントド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全且つ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                     |                       | 第20回新株予約権                                               | 第22回新株予約権                                              |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                       | 2020年5月7日                                               | 2020年5月7日                                              |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                       | 22,000個                                                 | 16,500個                                                |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                       | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>1株) 22,000株                      | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>1株) 16,500株                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                       | 新株予約権1個当たり<br>-円                                        | 新株予約権1個当たり<br>-円                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                       | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり<br>1,624円) 1,624円                  | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり<br>1円) 1円                         |
| 権 利 行 使 期 間                         |                       | 2020年5月22日から<br>2030年5月6日まで                             | 2020年5月22日から<br>2030年1月31日まで                           |
| 行 使 の 条 件                           |                       | (注) (a)(b)(c)                                           | (注) (d)(e)(f)                                          |
| 使用人等への交付状況                          | 当 社 使 用 人             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>9,000個<br>9,000株<br>3人   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>7,200個<br>7,200株<br>25人 |
|                                     | 子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>13,000個<br>13,000株<br>6人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>9,300個<br>9,300株<br>35人 |

|                                     |                       | 第23回新株予約権                                               |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                       | 2020年8月26日                                              |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                       | 56,000個                                                 |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                       | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>1株) 56,000株                      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                       | 新株予約権1個当たり<br>-円                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                       | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり<br>1,488円) 1,488円                  |
| 権 利 行 使 期 間                         |                       | 2020年9月10日から<br>2030年8月25日まで                            |
| 行 使 の 条 件                           |                       | (注) (a)(b)(c)                                           |
| 使用人等への交付状況                          | 当 社 使 用 人             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>1,000個<br>1,000株<br>1人   |
|                                     | 子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数<br>55,000個<br>55,000株<br>3人 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者（従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (e) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全且つ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (f) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は当該死亡の日のいずれか遅い方から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

## ① 取締役及び監査役の状況（2021年1月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 川 西 徹   | SanBio,Inc.取締役                                                                                |
| 代表取締役社長  | 森 敬 太   | SanBio,Inc.取締役 Chairman                                                                       |
| 取締役副社長   | 辻 村 明 広 | SanBio,Inc. CEO                                                                               |
| 取締役      | 古 谷 昇   | コンビ株式会社 社外取締役<br>株式会社ジンズホールディングス 社外取締役<br>ビルコム株式会社 社外取締役<br>株式会社メドレー 社外取締役<br>株式会社イノフィス 社外取締役 |
| 常勤監査役    | 棚 橋 正 顕 |                                                                                               |
| 監査役      | 植 田 俊 道 | 株式会社ホンキィトンク 代表取締役<br>サインポスト株式会社 社外取締役                                                         |
| 監査役      | 佐 藤 洋 一 |                                                                                               |

(注) 1. 取締役古谷昇氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役棚橋正顕氏、監査役植田俊道氏及び監査役佐藤洋一氏は、社外監査役であります。

3. 監査役植田俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、古谷昇氏、棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分                                          | 分 | 員数        | 報酬等の額         |
|---------------------------------------------|---|-----------|---------------|
| 取<br>( う<br>ち<br>社<br>外<br>取<br>締<br>役<br>) | 役 | 4名<br>(1) | 167百万円<br>(6) |
| 監<br>( う<br>ち<br>社<br>外<br>監<br>査<br>役<br>) | 役 | 3<br>(3)  | 19<br>(19)    |
| 合<br>( う<br>ち<br>社<br>外<br>役<br>員<br>)      | 計 | 7<br>(4)  | 186<br>(25)   |

(注) 1. 取締役の報酬等には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内（但し、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年4月26日開催の第6回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額168百万円以内、2020年4月28日開催の第7回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として100百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内と決議いただいております。
4. 上表の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
  - ・ストック・オプション報酬に係る費用計上額43百万円（取締役（社外取締役を除く）1名43百万円）。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役古谷昇氏は、コンビ株式会社社外取締役、株式会社ジンズホールディングス社外取締役、ビルコム株式会社社外取締役、株式会社メドレー社外取締役、株式会社イノフィス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役植田俊道氏は、株式会社ホンキィトンク代表取締役、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## 口. 当事業年度における主な活動状況

|             |  | 主な活動状況                                                                                                                                                                              |
|-------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 古 谷 昇   |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                    |
| 監査役 棚 橋 正 顕 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。         |
| 監査役 植 田 俊 道 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 佐 藤 洋 一 |  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。     |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、会社法あるいは金融商品取引法に基づく監査以外の監査業務等について、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要是、当事業年度末現在、次のとおりであります。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ロ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ハ. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する体制

- イ. 取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ロ. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。  
ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。  
ハ. 経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、経営管理部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項  
イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた従業員は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。  
ロ. 当該従業員の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
イ. 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。  
ロ. 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。  
ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。  
ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。  
ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

#### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2020年2月1日から2021年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社及び当社子会社における主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社及び当社子会社はそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本の方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|-------------------|------------|---------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )       |            | ( 負 債 の 部 )               |            |
| 流 動 資 産           | 13,131,925 | 流 動 負 債                   | 2,468,900  |
| 現 金 及 び 預 金       | 12,480,165 | 短 期 借 入 金                 | 500,000    |
| 貯 藏 品             | 444,519    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 975,000    |
| 前 渡 金             | 107,657    | 未 払 金                     | 221,983    |
| そ の 他             | 99,583     | 未 払 費 用                   | 555,582    |
| 固 定 資 産           | 211,900    | 未 払 法 人 税 等               | 202,685    |
| 有 形 固 定 資 産       | 141,784    | 賞 与 引 当 金                 | 6,345      |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 94,944     | そ の 他                     | 7,303      |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 46,839     | 固 定 負 債                   | 2,525,000  |
| 無 形 固 定 資 産       | 53,650     | 長 期 借 入 金                 | 2,525,000  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 16,464     | 負 債 合 計                   | 4,993,900  |
| そ の 他             | 16,464     | ( 純 資 産 の 部 )             |            |
| 資 産 合 計           | 13,343,826 | 株 主 資 本                   | 7,476,235  |
|                   |            | 資 本 金                     | 5,561,072  |
|                   |            | 資 本 剰 余 金                 | 9,272,515  |
|                   |            | 利 益 剰 余 金                 | △7,356,499 |
|                   |            | 自 己 株 式                   | △853       |
|                   |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 657,644    |
|                   |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 657,644    |
|                   |            | 新 株 予 約 権                 | 216,044    |
|                   |            | 純 資 産 合 計                 | 8,349,925  |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 13,343,826 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2020年2月1日)  
(至 2021年1月31日)

(単位:千円)

| 科 目                              | 金 額       |            |
|----------------------------------|-----------|------------|
| <b>事 業 費 用</b>                   |           |            |
| 研究開発費                            | 4,071,641 |            |
| その他の販売費及び一般管理費                   | 1,730,098 | 5,801,740  |
| <b>営 業 損 失 (△)</b>               |           | △5,801,740 |
| <b>営 業 外 収 益</b>                 |           |            |
| 受取利息                             | 2,470     |            |
| 受取配当金                            | 6,458     |            |
| その他の                             | 237       | 9,166      |
| <b>営 業 外 費 用</b>                 |           |            |
| 支払利息                             | 47,170    |            |
| 為替差損                             | 634,754   |            |
| 資金調達費用                           | 55,918    | 737,844    |
| <b>経 常 損 失 (△)</b>               |           | △6,530,418 |
| <b>特 別 利 益</b>                   |           |            |
| 投資有価証券売却益                        | 3,318,966 | 3,318,966  |
| <b>特 別 損 失</b>                   |           |            |
| 固定資産除却損                          | 46        | 46         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)</b> |           | △3,211,497 |
| 法人税、住民税及び事業税                     |           | 174,378    |
| <b>当 期 純 損 失 (△)</b>             |           | △3,385,875 |
| <b>親会社株主に帰属する当期純損失(△)</b>        |           | △3,385,875 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年2月1日)  
(至 2021年1月31日)

(単位:千円)

|                     | 株 主 資 本    |            |            |         |             |
|---------------------|------------|------------|------------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 8,083,986  | 11,795,428 | △9,017,546 | △853    | 10,861,014  |
| 当 期 変 動 額           |            |            |            |         |             |
| 新 株 の 発 行           | 548        | 548        |            |         | 1,097       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)  |            |            | △3,385,875 |         | △3,385,875  |
| 資本金から剰余金への振替        | △2,523,461 | 2,523,461  |            |         | —           |
| 欠 損 填 補             |            | △5,046,923 | 5,046,923  |         | —           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            |            |         | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △2,522,913 | △2,522,913 | 1,661,047  | —       | △3,384,778  |
| 当 期 末 残 高           | 5,561,072  | 9,272,515  | △7,356,499 | △853    | 7,476,235   |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |               |                              | 新 株 予 约 権 | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|----------------------------|---------------|------------------------------|-----------|------------|
|                     | そ の 他 有 債 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 調 替 整 勘 算 定 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |            |
| 当 期 首 残 高           | △175,453                   | 140,157       | △35,296                      | 104,464   | 10,930,182 |
| 当 期 変 動 額           |                            |               |                              |           |            |
| 新 株 の 発 行           |                            |               |                              |           | 1,097      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)  |                            |               |                              |           | △3,385,875 |
| 資本金から剰余金への振替        |                            |               |                              |           | —          |
| 欠 損 填 補             |                            |               |                              |           | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 175,453                    | 517,487       | 692,940                      | 111,580   | 804,521    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 175,453                    | 517,487       | 692,940                      | 111,580   | △2,580,257 |
| 当 期 末 残 高           | —                          | 657,644       | 657,644                      | 216,044   | 8,349,925  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

|          |              |
|----------|--------------|
| 連結子会社の数  | 1 社          |
| 連結子会社の名称 | SanBio, Inc. |

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

## ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

工具、器具及び備品 3～10年

## ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は30,860千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 270,146千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 7,600,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,800,000千円 |
|              | 4,800,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約については、主に、財務制限条項（2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の販売予定時期等に関する事項）が付されております。

(連結損益計算書に関する注記)

投資有価証券売却益

投資有価証券売却益は、株式会社ケアネットの普通株式売却によるものであります。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 51,785,505株

## 2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 650,288株

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                 | 連 結 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 ( * ) | 時 価 ( * )   | 差 額 |
|-----------------|------------------------------|-------------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 12,480,165                   | 12,480,165  | —   |
| (2) 短 期 借 入 金   | (500,000)                    | (500,000)   | —   |
| (3) 未 払 金       | (221,983)                    | (221,983)   | —   |
| (4) 長 期 借 入 金   | (3,500,000)                  | (3,500,600) | 600 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## (注) 金融商品の時価の算定方法

## (1) 現金及び預金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額     | 157円07銭 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △65円38銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、2021年4月28日開催の第8回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 5,561,072,842円のうち1,488,493,130円

資本準備金の額 5,558,572,826円のうち1,488,493,130円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 2,976,986,260円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 2,976,986,260円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 2,976,986,260円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2021年3月17日
- (2) 株主総会決議日 2021年4月28日（予定）
- (3) 債権者異議申述最終期日 2021年6月1日（予定）
- (4) 効力発生日 2021年6月9日（予定）

## 貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目                               | 金 額         | 科 目                       | 金 額        |
|-----------------------------------|-------------|---------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )                       |             | ( 負 債 の 部 )               |            |
| 流 動 資 産                           | 12,635,062  | 流 動 負 債                   | 1,835,666  |
| 現 金 及 び 預 金                       | 10,176,505  | 短 期 借 入 金                 | 500,000    |
| 貯 藏 品                             | 188,821     | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 975,000    |
| 前 払 費 用                           | 6,813       | 未 払 金                     | 85,166     |
| 1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 2,089,600   | 未 払 費 用                   | 59,165     |
| そ の 他                             | 563,337     | 未 払 法 人 税 等               | 202,685    |
| 貸 倒 引 当 金                         | △390,016    | 預 り 金                     | 7,303      |
| 固 定 資 産                           | 83,455      | 賞 与 引 当 金                 | 6,345      |
| 有 形 固 定 資 産                       | 18,612      | 固 定 負 債                   | 2,525,000  |
| 建 物                               | 7,838       | 長 期 借 入 金                 | 2,525,000  |
| 工具、器具及び備品                         | 10,774      | 負 債 合 計                   | 4,360,666  |
| 無 形 固 定 資 産                       | 49,437      | ( 純 資 産 の 部 )             |            |
| 投 資 そ の 他 の 資 産                   | 15,406      | 株 主 資 本                   | 8,141,806  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金                 | 13,403,280  | 資 本 金                     | 5,561,072  |
| そ の 他                             | 936,109     | 資 本 剰 余 金                 | 5,558,572  |
| 貸 倒 引 当 金                         | △14,323,983 | 資 本 準 備 金                 | 5,558,572  |
| 資 産 合 計                           | 12,718,517  | 利 益 剰 余 金                 | △2,976,986 |
|                                   |             | そ の 他 利 益 剰 余 金           | △2,976,986 |
|                                   |             | 繰 越 利 益 剰 余 金             | △2,976,986 |
|                                   |             | 自 己 株 式                   | △853       |
|                                   |             | 新 株 予 約 権                 | 216,044    |
|                                   |             | 純 資 産 合 計                 | 8,357,851  |
|                                   |             | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 12,718,517 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2020年2月1日)  
(至 2021年1月31日)

(単位:千円)

| 科 目                        | 金         | 額          |
|----------------------------|-----------|------------|
| <b>事 業 費 用</b>             |           |            |
| 研 究 開 発 費                  | 451,799   |            |
| その他の販売費及び一般管理費             | 1,127,761 | 1,579,560  |
| <b>営 業 損 失 (△)</b>         |           | △1,579,560 |
| <b>営 業 外 収 益</b>           |           |            |
| 受 取 利 息                    | 460,508   |            |
| 受 取 配 当 金                  | 6,458     |            |
| そ の 他                      | 237       | 467,204    |
| <b>営 業 外 費 用</b>           |           |            |
| 支 払 利 息                    | 47,170    |            |
| 為 替 差 損                    | 612,128   |            |
| 資 金 調 達 費 用                | 55,918    | 715,218    |
| <b>経 常 損 失 (△)</b>         |           | △1,827,574 |
| <b>特 別 利 益</b>             |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益          | 3,318,966 | 3,318,966  |
| <b>特 別 損 失</b>             |           |            |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額    | 4,294,000 | 4,294,000  |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 (△)</b> |           | △2,802,608 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税    |           | 174,378    |
| <b>当 期 純 損 失 (△)</b>       |           | △2,976,986 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年2月1日)  
(至 2021年1月31日)

(単位:千円)

| 資本金                 | 株主資本       |            |            |            |            | 自己株式       | 株主資本合計          |  |  |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|--|--|
|                     | 資本剰余金      |            | 利益剰余金      |            |            |            |                 |  |  |
|                     | 資本準備金      | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計    | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |            |                 |  |  |
| 当期首残高               | 8,083,986  | 8,081,486  | —          | 8,081,486  | △5,046,923 | △5,046,923 | △853 11,117,695 |  |  |
| 当期変動額               |            |            |            |            |            |            |                 |  |  |
| 新株の発行               | 548        | 548        |            | 548        |            |            | 1,097           |  |  |
| 当期純損失(△)            |            |            |            |            | △2,976,986 | △2,976,986 | △2,976,986      |  |  |
| 資本金から剰余金への振替        | △2,523,461 |            | 2,523,461  | 2,523,461  |            |            | —               |  |  |
| 準備金から剰余金への振替        |            | △2,523,461 | 2,523,461  | —          |            |            | —               |  |  |
| 欠損填补                |            |            | △5,046,923 | △5,046,923 | 5,046,923  | 5,046,923  | —               |  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            |            |            |            |            | —               |  |  |
| 当期変動額合計             | △2,522,913 | △2,522,913 | —          | △2,522,913 | 2,069,937  | 2,069,937  | — △2,975,889    |  |  |
| 当期末残高               | 5,561,072  | 5,558,572  | —          | 5,558,572  | △2,976,986 | △2,976,986 | △853 8,141,806  |  |  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|------------|---------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |            |
| 当期首残高               | △175,453     | △175,453   | 104,464 | 11,046,706 |
| 当期変動額               |              |            |         |            |
| 新株の発行               |              |            |         | 1,097      |
| 当期純損失(△)            |              |            |         | △2,976,986 |
| 資本金から剰余金への振替        |              |            |         | —          |
| 準備金から剰余金への振替        |              |            |         | —          |
| 欠損填补                |              |            |         | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 175,453      | 175,453    | 111,580 | 287,033    |
| 当期変動額合計             | 175,453      | 175,453    | 111,580 | △2,688,855 |
| 当期末残高               | —            | —          | 216,044 | 8,357,851  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 10～30年

工具、器具及び備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。） |           |
| 短期金銭債権                              | 491,408千円 |
| 長期金銭債権                              | 920,703千円 |
| 短期金銭債務                              | 27,625千円  |

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 2. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務 |       |
| 金銭債務                     | 209千円 |

## 3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 7,600,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,800,000千円 |
|              | 4,800,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約については、主に、財務制限条項（2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の販売予定期等に関する事項）が付されております。

## (損益計算書に関する注記)

## 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益は、株式会社ケアネットの普通株式売却によるものであります。

## 関係会社との取引高

## 営業取引以外の取引による取引高

|      |           |
|------|-----------|
| 受取利息 | 460,486千円 |
|------|-----------|

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 196株 |
|------|------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 減価償却超過額               | 2,497千円      |
| 未払賞与                  | 11,963千円     |
| 未払事業税                 | 9,039千円      |
| 株式報酬費用                | 66,047千円     |
| 関係会社株式評価損             | 90,983千円     |
| 貸倒引当金                 | 4,506,130千円  |
| 繰越欠損金                 | 934,197千円    |
| その他                   | 8,163千円      |
| 繰延税金資産小計              | 5,629,022千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △934,197千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △4,694,825千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円          |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額       | 科目                                                                                     | 期末残高       |
|-----|--------------|----------------|-----------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 子会社 | SanBio, Inc. | 所有直接 100%      | 役員兼務      | 資金の貸付      | 16,142,343 | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金(注2)<br>関係会社長期貸付金(注2)<br>未収収益(流動資産その他)(注2)<br>長期未収収益(投資その他の資産その他)(注2) | 2,089,600  |
|     |              |                | 資金の貸付     | 利息の受取(注1)  | 460,486    |                                                                                        | 13,403,280 |
|     |              |                |           | 債務の保証(注3)  | 400,000    |                                                                                        | 313,694    |
|     |              |                | 出向者の受入    | 出向者人件費(注4) | 80,824     | 未収入金(流動資産その他)                                                                          | 920,703    |
|     |              |                |           |            |            |                                                                                        | 177,713    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) SanBio, Inc.への関係会社長期貸付金、未収収益及び長期未収収益に対し、14,714,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において4,294,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

- (注3) 当社は銀行借入に対してSanBio, Inc.より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注4) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費等を支払っております。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 1 株当たり純資産額      | 157円22銭 |
| 1 株当たり当期純損失 (△) | △57円49銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、2021年4月28日開催の第8回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月24日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池寛康 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月24日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池寛康 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月25日

サンバイオ株式会社 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 棚 橋 正 順 | 印 |
| 監査役（社外監査役）   | 植 田 俊 道 | 印 |
| 監査役（社外監査役）   | 佐 藤 洋 一 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数  |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | かわ にし とおる<br>川 西 徹<br>(1967年11月8日生) | 1993年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社<br>1996年7月 株式会社ケアネット設立、副社長就任<br>2001年2月 SanBio,Inc.設立、Chairman就任<br>2005年4月 同社 Co-CEO就任<br>2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役会長就任（現任）<br>2018年10月 SanBio,Inc.取締役就任（現任） | 12,221,186株 |
| 2     | もり 森 敬 太<br>(1967年6月23日生)           | 1993年4月 麒麟麦酒株式会社入社（ビール事業研究開発部門）<br>2001年2月 SanBio,Inc.設立、CEO就任<br>2005年4月 同社 Chairman & Co-CEO就任<br>2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役社長就任（現任）<br>2018年10月 SanBio,Inc.取締役Chairman就任（現任）                 | 5,997,284株  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 辻 村 明 広<br>(1967年12月26日生) | <p>1992年4月 ニチメン株式会社（現 双日株式会社）入社</p> <p>2004年8月 参天製薬株式会社 入社</p> <p>2012年4月 同社 執行役員／Santen Inc. 社長兼CEO 就任</p> <p>2015年4月 同社 常務執行役員 アジア事業部長 就任</p> <p>2016年4月 同社 専務執行役員 企画本部長 アジア事業・北米事業担当／Santen Inc. 社長兼CEO 就任</p> <p>2017年7月 同社 取締役専務執行役員 就任</p> <p>2018年10月 当社 執行役員専務／SanBio, Inc. CEO 就任</p> <p>2020年9月 当社 副社長執行役員及びCOO／SanBio Inc. CEO 就任（現任）</p>                                                                               | 一株         |
| 4     | 古 谷 昇<br>(1956年11月13日生)   | <p>1981年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社</p> <p>1999年12月 同社シニア・ヴァイス・プレジデント 就任</p> <p>2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ 創業、代表取締役 就任</p> <p>2005年6月 参天製薬株式会社 社外取締役 就任<br/>コンビ株式会社 社外取締役 就任（現任）</p> <p>2006年9月 筑波大学大学院 非常勤講師及び客員教授 就任</p> <p>2006年11月 株式会社ジェイアイエヌ（現 株式会社ジンズホールディングス）社外取締役 就任（現任）</p> <p>2013年3月 当社 社外取締役 就任（現任）</p> <p>2015年3月 ビルコム株式会社 社外取締役 就任（現任）</p> <p>2018年3月 株式会社メドレー 社外取締役 就任（現任）</p> <p>2019年7月 株式会社イノフィス 社外取締役 就任（現任）</p> | 7,143株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古谷 昇氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 古谷 昇氏は、複数の企業の社外取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年1ヶ月となります。
4. 古谷 昇氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、同氏の有する企業経営に関する豊富な経験や知識に基づき、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うこと及び経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督です。
5. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、古谷 昇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は各候補者を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が再任された場合、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該契約を更新する予定です。

## 第2号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の内容は、①2013年3月25日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、②2019年4月26日開催の定時株主総会において、上記と別枠で168百万円の範囲内、かつ、同総会において承認された「サンバイオ株式会社 2019年～2021年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行する（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）こと、及び、③2020年4月28日開催の定時株主総会において、上記と別枠で100百万円の範囲内、かつ、同総会において承認された「サンバイオ株式会社 2020年～2022年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2020年インセンティブ・プラン」といいます。）の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行する（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）ことにつきご承認いただき、今日に至っております。本議案は、これら取締役の報酬等の内容とは別枠で、新たに当社の取締役に対する報酬等として24百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。）。

当該新株予約権は、2020年インセンティブ・プランの範囲内で発行され、かつ、その内容の概要是下記1に記載のとおりであり、当社の取締役への当該新株予約権の発行数は12,000個（その当初の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式12,000株）を上限といたします。上記のストック・オプションとしての報酬等の額につきましては、想定される新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の上限数を乗じて得た額を考慮して定めたものであります。

なお、当社の現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、本議案の対象となる取締役は、そのうち、当社の子会社の従業員を兼任する取締役1名（社外取締役ではありません。）となります。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、下記2の内容の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、本議案が原案どおり承認可決された場合であってもその内容について当該承認可決に伴う変更はありません。本議案は当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容となっており、また、当社の取締役への当該新株予約権の当初の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式12,000株であり、株式総数の発行済株式総数に占める割合は0.02%以下であるため、本議案の内容は相当であると考えております。

## 1. 新株予約権の内容の概要

### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下 1. において「対象株式数」という。）は 1 株とする。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合などには、必要な調整をするものとする。

### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額（以下 1. において「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合などには、必要な調整をするものとする。

### (3) 本新株予約権を行使することができる期間

割当日から 10 年以内の範囲で定める期間とする。

### (4) 本新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権者が、当社の取締役等（以下 1. において「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から 3 ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(b) 本新株予約権者が、完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から 1 年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

(5) 貸渡による本新株予約権の取得の制限

貸渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、又は当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(b) 本新株予約権者が上記第(4)項の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者の間で締結する「Warrant Agreement」の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(7) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額

金銭の払込みは不要とする。

(8) Warrant Agreement

本新株予約権者が本新株予約権を行使可能となる時期及びその個数については、当社と本新株予約権者との間で締結する「Warrant Agreement」において、上記(1)から(7)の定めの範囲内で、本新株予約権の付与の目的を勘案した定めを設けるものとする。その他、上記(1)から(7)の定めの範囲内で、本新株予約権者との間で締結する「Warrant Agreement」において、本新株予約権の付与の目的を勘案した定めを設けるものとする。

## 2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

### (1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため株主利益との連動を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責および適切なインセンティブの付与を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役会長、取締役社長および社外取締役については、その職務および株式保有状況等に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、基本報酬およびストックオプションにより、上記の基本方針を踏まえた割合で構成することとする。また、取締役会長および取締役社長を含む業務執行取締役に対しては、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認められる場合に限り、賞与を支給することとする。

### (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案してその額を決定し、毎月支払うものとする。

### (3) 賞与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の賞与は、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給を決定し、適当な時期に支給するものとする。

### (4) ストックオプション（非金銭報酬等）の内容および額または数の算定方法等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、各事業年度に割り当てられた職責に応じて、取締役会長、取締役社長および社外取締役を除く取締役に対して、株主総会の決議に基づき、その職務執行に対するインセンティブプランとして適切な内容及び数のストックオプションを適当な時期に付与する。

### (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内の、各取締役の個人別の基本報酬および賞与の額の決定とする。ストックオプションの内容および数については、取締役会の決議により決定する。

## 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額2,976,986,260円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額を1,488,493,130円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年6月9日を予定しております。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を1,488,493,130円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年6月9日を予定しております。

### 3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,976,986,260円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,976,986,260円

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビルB2・B1F 新宿住友ホール  
TEL 03-5909-5111



交通 都営地下鉄大江戸線 都庁前駅 A 6 出口直結  
東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 2番出口より 徒歩約4分  
JR線・小田急線・京王線 新宿駅 西口より 徒歩約8分  
都営地下鉄新宿線 新宿駅 7番出口より 徒歩約8分